

訪問看護重要事項説明書

1 事業者及び事業所の概要

(1) 事業者

法人名称	社団医療法人 啓愛会
代表者名	理事長 井筒 岳
所在地	岩手県奥州市水沢羽田町駅前二丁目 87 番地
TEL・FAX 番号	TEL 0197 (22) 2688 FAX 0197 (24) 0338
法人設立年月日	昭和 49 年 9 月 1 日

(2) 事業所

名称	社団医療法人啓愛会 東水沢訪問看護ステーション
介護保険指定番号	0371500968
所在地	岩手県奥州市水沢羽田町駅前二丁目 87 番地 2
TEL・FAX 番号	TEL 0197 (47) 4750 FAX 0197 (47) 4751
通常の事業の実施地域	奥州市 金ヶ崎町

2、事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

- 1、訪問看護が必要であると医師が認めた利用者に対し、利用者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

(2) 事業の運営方針

- 1、高齢者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 2、訪問看護のサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者の意思及び人格を尊重すると共に、常に利用者の立場に立ち、同意を得てサービスを提供するよう努めます。
- 3、事業の実施にあたっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関並びに保険・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。
- 4、質の良い訪問看護サービスを提供するため訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

3 営業日・営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日 但し土曜日は必要に応じ営業します
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時迄
休業日	年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）

4 事業所の職員体制・職種

管理者 : 1 名（常勤・看護師兼務）
 看護師 : 2.5 名以上
 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 : 常勤 3 名以上
 事務員 : 常勤 1 名以上

5 提供するサービス内容

サービス区分と種類	サービス内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 症状・全身状態の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の援助 ④ 褥瘡の予防・管理 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他の医療処置

＊サービス従事者の禁止行為

- ①利用者又はその家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又はその家族等からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤利用者又はその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他利用者又はその家族等に行う迷惑行為

6 基本利用料金

訪問看護費	利用料	利用者負担額（1割の場合）
20分未満	3,140 円	314 円
30分未満	4,710 円	471 円
30分以上 60分未満	8,230 円	823 円
60分以上 90分未満	11,280 円	1,128 円
理学療法士等による訪問看護	1回（20分）あたり 2,940 円	294 円

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時訪問看護加算	6,000 円	600 円	1月に1回
特別管理加算（1）	5,000 円	500 円	1月に1回
特別管理加算（2）	2,500 円	250 円	1月に1回
ターミナルケア加算	25,000 円	2,500 円	死亡月に1回
複数名訪問看護 加算（1）	2,540 円	254 円	1回あたり（30分未満）
	4,020 円	402 円	1回あたり（30分以上）
長時間訪問看護加算	3,000 円	300 円	1回あたり
初回加算（Ⅰ）	3,500 円	350 円	利新規用時1回
初回加算（Ⅱ）	3,000 円	300 円	利新規用時1回
退院時共同指導加算	6,000 円	600 円	1回、
早朝・夜間加算			時間別利用料の25%
深夜加算			時間別利用料の50%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	60 円	6 円	1回あたり
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	30 円	3 円	1回あたり
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	1月に1回

- * 介護保険の一部負担金の割合が、2割、3割になっている方は、その割合に応じた負担額になります。
- * 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。
- * 特別管理加算は、特別な管理を必要とする利用者に計画的な管理を行った場合に加算します。但し厚生労働大臣が定める状態にある者に限る。

厚生労働大臣が定める状態

特別管理加算（１）	・ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態 ・ 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・ 気管カニューレを使用している状態 ・ 留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算（２）	・ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・ 真皮を超える褥瘡の状態 ・ 点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

- * ターミナルケア加算は、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明し同意を得たうえでターミナルケアを行った場合に算定します。
- * 複数名訪問看護加算（１）は、二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合に算定します。

厚生労働大臣が定める基準

○次のいずれかに該当すること
①利用者の身体的理由（体重が重い等）で一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

- * 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合に算定します。
- * サービス提供体制強化加算は、勤続 7 年以上の者が 30%以上（Ⅰ）、勤続 3 年以上の者が 30%以上（Ⅱ）、のいずれか、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。
- * 初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に訪問看護を提供した場合、また介護予防訪問看護から訪問看護に移行する場合（その逆の場合含）に算定します。
- * 退院時共同指導加算は、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所にあたり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定します。
- * 看護・介護職員連携強化加算は、痰吸引等行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- * 基本料金に対して早朝（6 時～8 時）・夜間（18 時～22 時）帯は 25%加算、深夜（22 時～6 時）帯は 50%加算になります。
- * 主治の医師から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書による指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- * 理学療法士等の訪問看護において、訪問看護計画書および報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行います。理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに行う訪問であること等を利用者等に説明し同意を得た上でサービスを提供します。

7 その他の費用

- * 訪問看護指示書代について、訪問看護サービスの利用にあたって、主治医に訪問看護指示書を交付して頂きます。医療機関への訪問看護指示書代のお支払いが発生します。
- * 紛失等による領収書の再発行は致しません。必要な場合は支払い証明書を発行します。1 通 500 円
- * 死亡時の看護（ご遺体のお世話） 1 回 10,000 円

* 交通費は、利用者の居宅が通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合、20 km以内 200 円、20 km以上 300 円を請求致します。

* キャンセル料 キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

連絡先 東水沢訪問看護ステーション 0197 (47) 4750

料金はかかりません。

* 解約について、利用者はいつでも契約を解除することができます。

解約手数料はかかりません。

* サービス利用料金の支払い方法

当月の利用料を翌月 10 日までに、利用明細書を作成し請求書を発行します。

お支払い方法は、ご指定の口座振替の方法と現金による徴収があります。

料金の支払いを受けたときに領収書を発行します。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。事業者のサービス従事者がお伺いいたします。居宅サービス計画（ケアプラン）を利用している場合には事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの終了

- ・利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ・事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。

9 緊急時および事故発生時の対応について

* 緊急時および事故発生時にあたっては、速やかに主治医および登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

* 事業者の訪問看護サービスにより、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

連絡先

医療機関等	病院名		
	TEL		
緊急連絡先	氏名	(続柄)	TEL
	氏名	(続柄)	TEL
	氏名	(続柄)	TEL

10 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 佐藤 裕子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) 介護相談員を受け入れます。

- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者等を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11 ハラスメントについて

事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 1、事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(およぼされそうになった)行為

- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の欲求等、性的ないやがらせ行為
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- 2、ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応

し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

1 2 感染対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1、訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3、従業者にたいし、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 3 業務継続に向けた取り組みについて

- 1、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 サービス内容に関する苦情申立窓口

- (1) 当事業所相談苦情担当者 管理者 佐藤 裕子

電話 0197-47-4750

FAX 0197-47-4751

受付時間 平日 8時30分～17時00分

- (2) 奥州市健康福祉部長寿社会課 : 0197-24-2111
江刺総合支所健康福祉課長寿社会係 : 0197-35-2111
前沢総合支所健康福祉課福祉係 ; 0197-56-2111
胆沢総合支所健康福祉課福祉係 : 0197-46-2977
衣川総合支所健康福祉課福祉係 : 0197-52-3800
(3) 金ヶ崎町保健福祉センター : 0197-44-4560
(4) 岩手県国保連苦情処理受付 : 019-604-6700

15 秘密保持について

- (1) 事業者の従事者及び従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を洩らしません。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1.6 同意確認

- ☐ 緊急時訪問看護加算
☐ 複数名訪問看護加算 状態 ()
☐ ターミナル加算
☐ 理学療法士等の訪問看護
☐ 交通費 (通常の事業の実施地域以外) km 円

17 その他

- (1) 学生の臨地実習の受け入れについて

事業所において、医療系学生の臨地実習の受け入れ施設として協力しています。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで対応していますので、医療系教育の必要性をご理解頂きご協力をお願い致します。なお、同行訪問する際には事前にご連絡致します。

- ①学生が看護援助を行なう場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、利用者又は利用者のご家族の同意を得て行います。
- ②学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし、事前に看護教員や看護師の助言及び指導を受けています。
- ③利用者及び利用者のご家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合同行の看護師に直接訪ねることができます。
- ④利用者及びご家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いをうけることはありません。
- ⑤学生は、臨地実習を通して知り得た利用者及び利用者のご家族の方々に
に関する情報について、他者に漏らすことがないようにプライバシーの保護に留意します。

・同意の可否 ()

(2) 禁止事項について

サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること

(3) 大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願いします。従業者がペットに噛まれた場合等、治療費のご相談をさせていただく場合があります。

当事業所は、訪問看護の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。この重要事項説明書は、本書 2 通を作成し利用者、事業所が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所

所在地 岩手県奥州市水沢羽田町駅前二丁目 8 7 番地 2

名称 社団医療法人啓愛会東水沢訪問看護ステーション

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

続柄